

業務継続計画（BCP）（案）修正版

自然災害発生時における業務継続計画

令和6年3月作成

指定介護予防支援事業所 中津川市地域包括支援センター

第Ⅰ章 総論

1. 事業所としての災害時の事業継続計画（BCP）作成の目的

災害時においても利用者の生活・健康・生命の維持に関わるサービスやケアマネジメント業務の維持・継続を検討しておき、緊急時における事業活動レベルの落ち込みを小さくし、重要な事業等を中断させない、中断しても可能な限り復旧に要する時間を短く出来る様に、事業継続計画（BCP）を作成する。

また、平常時から利用者ごとの災害時に向けた対策を行っておき、災害発生時には優先順位の高い人から安否確認を行うなどの支援体制を構築しておくことを目的とする。

2. BCP の発動条件

自然災害の場合の発動基準

★地震や風水害について、管轄する地域において局地的な重大な災害が発生したとき

★暴風警報、大雨警報、洪水警報などの発表により、多数の被害発生が予想され、管理者が必要と決定した場合

3. 平常時の災害対策の推進体制

担当者	職務（権限・役割）
管理者	地域包括支援センターの統括 市の関係部署との連絡調整 災害の事前対策、訓練の実施
災害対策担当職員	医療機関や他施設等、関係機関（※）との連携 業務継続に必要な物資の物品管理・補充
その他の職員	利用者に対する災害時ケアマネジメントの準備

※ 関係機関とは、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、民生委員、コミュニティ、自主防災組織、消防、警察などをいう。

4. リスクの把握

①ハザードマップなどの確認

事業所が所属する地域や利用者が存在する地域（活動地域）の自治体が公表しているハザードマップ（地震・津波・土砂災害・風水害）などを確認し、これらの災害リスクを把握したうえで対策を検討する。

②被災想定

地震被害

- ・紀伊半島沖を震源とする南海トラフ巨大地震（マグニチュード9.0）による中津川市の想定震度はほぼ全域でおおよそ震度6弱である。
- ・阿寺断層系地震については、家屋が密集している地域は、被害を受けやすいと想定される。また、山間地域では、山崩れ、土砂崩れなどにより孤立する集落が想定される。阿寺断層系を震源断層とする地震（マグニチュード7.9）による中津川市の想定震度は6弱である。

豪雨被害

- ・豪雨により河川の氾濫、土砂崩れが起きることが想定される。

③事業所運営に係る被害想定

ア：ライフライン

電気、上下水道、情報通信等が停止する。

イ：勤務できる職員の人数

職員家族の負傷や交通機関の停止、道路の崩壊等で勤務できなくなる。

ウ：建物、設備

土砂災害や浸水等により、建物の倒壊や設備、周辺道路に被害が発生する。

PC、コピー機等の被害が発生し、介護予防ケアマネジメントシステムが起動しなくなる。

5. 優先業務の選定

事業所の職員の被災状況によっては、限られた職員でサービス提供を継続する必要があることが想定される。そのため、可能な限り通常通りのサービス提供を行う事を念頭に、職員の出勤状況、被災状況に応じて対応できるよう業務の優先順位を整理しておく。

指定介護予防支援業務

開始目標	発生直後 (震災後6時間)	概ね3日まで	1週間まで	1か月以内
実態把握 ケアマネジメント	・優先順位の高い利用者から安否確認を行う ・被害状況の確認 ・避難所の開設状況等の情報収集	・利用者の安否確認を行う ・支援継続のため、事業所等との連絡調整 ・ライフラインや避難所等の情報発信 ・安全な居住場所の確保	・利用者の健康状態の確認を行う ・支援継続のため事業所等との連絡調整 ・介護施設や医療、支援制度等、必要な情報発信	・利用者の健康状態の確認を行う ・支援継続のため、事業所等との連絡調整 ・今後の支援の方向性を決定する ・仮説住宅棟居住の場の情報発信
給付管理	休止	休止 (国保連合会と調整)	通常業務に近づく	ほぼ通常業務とおり
契約事務	休止	休止	通常業務に近づく	ほぼ通常業務とおり
委託料等支払い	休止	休止	通常業務に近づく	ほぼ通常業務とおり

6. 安否確認

利用者の安否確認

震災発生時の利用者の安否確認方法を検討し、整理しておく。

7. 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

①研修・訓練の実施

毎年、11月～12月頃に中津川市健康福祉会館にて、防火管理者を中心に発災時を想定したシナリオに基づく演習に取り組む。

②BCPの検証・見直し

- ・発災時のシミュレーション訓練等を通して、計画通りに実施できるのか、検証していく。
- ・現実的な計画とするために、年に1回は見直しを行う。
- ・計画が改定された場合には、その都度、職員への周知を行っていく。

第Ⅱ章 平常時からの備え

1. 平常時からの利用者の災害対策に向けた情報の整理（災害リスクマネジメント）

- ①事業所の管理者は、職員に対し担当する利用者の状態や必要に応じ、**利用者避難情報（様式1）**の作成を行い災害時の課題や対策をケアプランに位置付けて、本人を含めた関係者との話し合いを行い、情報を共有していく。
- ②事業所の管理者は、職員に対し担当する利用者の**災害時利用者一覧表（安否確認優先順位）（様式2）**を整備し、定期的に見直しを行っていく。また、システム停止時にも確認が出来る様に紙ベースでも準備しておく。（鍵付きキャビネットに保管）

平常時からの利用者の「利用者避難情報」「災害時利用者一覧表」を活用する目的

- 利用者がどのような避難状況にあるのか、またどのような意思があるのか、必要な対策はどのようなことなのかを知る。
- 担当者が被災等により利用者対応が出来ない時に、事業者内で利用者の支援が出来る様、優先度の高い利用者を把握しておく。

③災害対策に向けて活用する様式

- ・利用者避難情報（様式1）
- ・災害時利用者一覧表（様式2）

様式	目的	作成者	時期（見直し）
利用者避難情報	災害時の課題を個々に整理し、医療連携や住居対策、避難支援等を検討しケアプランに反映する。	担当ケアプラン作成者が作成	モニタリング時や状態等変化時
災害時利用者一覧表 （安否確認優先順位一覧）	優先的に避難が必要となる利用者や安否確認を優先する利用者の情報を共有し整理する。	担当ケアプラン作成者が作成	ケアプラン作成時や状態変化時

2. 災害が予想される場合の対応

訪問サービスや通所サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合等においては、サービスの休止・縮小を余儀なくされる事を想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされており、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。その上で、必要に応じ、サービスの前倒し等も検討する。

また、指定介護予防支援業務についても、甚大な被害が予想される場合等においては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関に地域ケア会議等で共有の上、利用者や家族にも説明する。

3. 利用者や家族、職員間、関係機関との連絡体制の確立

①利用者や家族との連絡体制

緊急時の連絡先など、利用者基本情報に記載し、関係者へ事前に共有しておく。

利用者や家族からも早期に連絡がとれる連絡先（携帯番号・メールアドレス・家族の職場連絡先など）を可能な限り、平常時から確認しておく。

②職員間や関係者との連絡体制

自宅・携帯番号などを記載した緊急連絡網の作成のほか、一斉に情報伝達ができる携帯アプリの活用など、緊急時に早急に連絡が出来る手段を可能な限り、平常時から確立し使用しておく。

第Ⅲ章 緊急時の対応

1. BCP の発動基準

自然災害の場合の発動基準

★地震や風水害について、管轄する地域において局地的な重大な災害が発生したとき

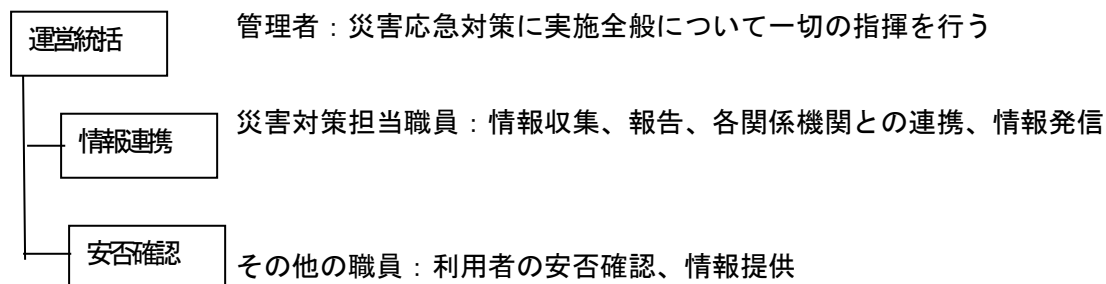
★管理者決定による発動

多数の肥大発生が予想され、市民の生命、生活及び財産を守るため管理者が必要と決定した場合

2. 職員の行動基準

- ①自身や家族及び利用者（家族）の安全確保
- ②二次災害への対策（火災、建物崩壊）
- ③施設内の連携と外部機関との連携
- ④情報発信（避難所開設状況、ライフライン情報、医療や福祉サービスに関する情報）

3. 対応体制



4. 対応拠点

緊急時対応体制の拠点は、地域包括支援センターとする。但し、災害状況に応じて、安全かつ機能性の高い場所に拠点を移動させることも検討する。

第 1 候補場所	第 2 候補場所
中津川市健康福祉会館	本庁、ひとまちテラス、中央公民館、各総合事務所など

5. 職員の参集体制

①職員参集の推計

推計した職員参集想定結果は【表 1】となる。

・ 職員の参集想定

【表 1】

参集時間	職員数	参集率
災害発生～ 1 時間以内	1 人	7 %
～ 3 時間以内	2. 4 人	1 7 %
～ 6 時間以内	5. 3 人	3 8 %
～ 1 日以内（2 4 時間）	6. 3 人	4 5 %
～ 3 日以内（7 2 時間）	6. 3 人	4 5 %
～ 7 日以内	1 2. 6 人	9 0 %
～ 1 カ月以内	1 3. 3 人	9 5 %

※ 各勤務地までの距離の人数を想定参集率により、参集想定時間ごとに計算

②想定される条件

勤務時間外における大規模地震発生後の職員参集について、想定される条件を【表 2】とし、その条件のもと参集の推計を【表 1】と設定した。

・ 職員参集にあたっての前提条件

【表 2】

- ①職員の参集手段は徒歩（時速 3Km）とする。
- ②災害時の通勤距離は、建物の倒壊等を想定し平常時の 1.5 倍とする。
- ③災害発生後、直ちに登庁できる職員は平常時の通勤距離 2Km 以内の職員のうち 50%とする。
- ④地震発生から 3 日間は、建物の倒壊等による道路の寸断等により、平常時の通勤距離 12Km 以内の職員の参集率を 70%とする。
- ⑤平常時の通勤距離が 12Km を超える職員は、交通状況の復旧が見込まれる 4 日目以降に登庁開始するものとする。
- ⑥地震発生から 1 週間は、地域活動への参加を考慮し、全職員の参集率を 90%とする。
- ⑦1 か月以内に参集できる職員は、全職員の 95%と仮定する。不着となる 5%の内訳として、死亡または重症者 3%、軽症者のうち通勤・勤務が困難な職員や家族介護等の理由により通勤・勤務が困難な職員 2%とする。

【中津川市業務継続計画（BCP）震災編 令和 5 年 4 月改定より参照】

6. 緊急時の対応方針

①職員の安否確認

現状や課題	主な対応方針
○各課の連絡網による連絡	○電話とメールなどによる現状の 2 系統の方法により互いに補完し迅速な職員の安否確認に努める。
○参集メールによる通知及び安否確認	○参集状況を速やかに把握できる体制づくりを推進する。

②職員の初動体制

現状や課題	主な対応方針
○意思決定を行う責任者や担当職員が参集できない場合がある。	○責任者が不在時の指揮命令系統や業務の手順について職場内で確認しておく。 ○担当者以外でも必要な書類の所在がすぐ分かるようファイリングシステム等の整理をしておく。
○人員が不足する業務の職員体制について	○必要な業務に対して職員の配備計画等で検討する。
○参集途中の情報収集	○参集途中で得た情報の収集、整理する体制づくりを推進する。
○施設、整備の安全確認	○二次被害防止及び迅速な災害対応のため、災害時における施設、設備等の安全確認方法の確立に努める。

③開庁時の発災

現状や課題	主な対応方針
○来庁者の安全確保を最優先に努める	○緊急地震速報があった場合は、来庁者に頭を守って身を低くする対応を指示する。緊急地震速報が無く、地震があった場合は、職員自身の安全を確保し、揺れが収まった後、来庁者を屋外へ誘導する。
○職員家族の安否確認	○災害用伝言ダイヤルの利用や遠方の親戚の家などを連絡先に決めておくなど、事前に家族の中でルールを決めておく。

④職員の健康管理

現状や課題	主な対応方針
○災害時は睡眠、休憩不足や食事の時間が不規則になるなどの健康面の負担が大きくなる。	○可能な限り勤務の交代、休憩についても配慮する。 ○職員のメンタルヘルスを含む健康管理について、普段から職員が相互に気に掛ける習慣づけを行う。

⑤人的支援

現状や課題	主な対応方針
○職員の絶対数が不足	○業務に応じ必要人数等の把握が速やかにできる体制づくりに努める。 ○県等への応援要請。

⑥職員及び家族の防災・減災対策

現状や課題	主な対応方針
○職員自身又は家族の被災が想定される	○職員自身及び家族が被災者とならないように自宅の耐震化、家具の固定、非常持ち出し品の準備等、職員一人ひとりが家庭の防災・減災対策に積極的に取り組む。

【中津川市業務継続計画（BCP）震災編 令和5年4月改定 より参照】

⑦優先業務の継続

指定介護予防支援業務

開始目標	発生直後 (震災後6時間)	概ね3日まで	1週間まで	1か月以内
実態把握 ケアマネジメント	・優先順位の高い利用者から安否確認を行う ・被害状況の確認 ・避難所の開設状況等の情報収集	・利用者の安否確認を行う ・支援継続のため、事業所等との連絡調整 ・ライフラインや避難所等の情報発信 ・安全な居住場所の確保。	・利用者の健康状態の確認を行う ・支援継続のため事業所等との連絡調整 ・介護施設や医療、支援制度等、必要な情報発信	・利用者の健康状態の確認を行う ・支援継続のため、事業所等との連絡調整 ・今後の支援の方向性を決定する ・仮設住宅棟居住の場の情報発信
給付管理	休止	休止 (国保連合会と調整)	通常業務に近づく	ほぼ通常業務とおり
契約事務	休止	休止	通常業務に近づく	ほぼ通常業務とおり
委託料等支払い	休止	休止	通常業務に近づく	ほぼ通常業務とおり

第Ⅳ章 他施設や地域との連携

1. 連携体制の構築

各委託地域包括支援センターや在宅介護支援センターとの協議を随時進めていしながら、連携を図っていく。

平時から関係機関との連絡体制やそれぞれの動き等の確認、調整を行う。また、近隣の介護サービス事業所と連携体制を強化し、必要時に連絡調整がスムーズに行えるよう最新の連絡先一覧を整備しておく。

【整備しておく一覧の例】

- ・ 介護サービス事業所一覧
- ・ 医療機関一覧
- ・ 歯科医療機関一覧
- ・ 福祉避難所登録一覧 など

○ その他 計画の別紙

- ・ 様式 1 利用者避難情報
- ・ 様式 2 災害時利用者一覧表（安否確認優先順位）

<更新履歴>

更新日	更新内容

利用者避難情報 （氏名 ） 令和 年 月 日 現在 様式1

1	避難所の確認はできているか（避難所名 ）
2	避難所までの移動手段 （ ） （連れて行ってもらう方： 関係性 ）
3	避難意思 （有 ・ 無）
4	避難先での支援の必要性 （具体的に ）
5	常備する薬剤（有 ・ 無）
6	医療必要度 （具体先に ）
7	非常持ち出し袋の常備（有 ・ 無）
8	担当民生委員名（ ） TEL:
9	命のバトンの有無 （有 ・ 無）
10	緊急連絡先 （① ） （② ） （③ ）

※ この情報は、優先度に関係なくモニタリング・評価時に随時更新して下さい。

※ 命のボタン設置条件

- ・ 65歳以上の独居の方
- ・ 75歳以上の高齢者世帯で必要な方
- ・ 寝たきりの者
- ・ 認知症高齢者
- ・ 障がいのある方で必要な方

秘 災害時利用者一覧表（安否確認優先順位）

様式2

[illegible]

* 安否確認方法 電話利用が可能であれば電話連絡。不可能であれば訪問か、ご家族への連絡なのかを特記事項へ記載する。

[illegible]

※字は、指定緊急避難場所及び避難所は主に体育館として、その他正等を利用しています。
※詳細の欄に②がある指定緊急避難場所は要配慮者利用施設です。
※詳細の欄に③がある指定緊急避難場所には防災備蓄倉庫が設置されています。
※防災意識の向上を図る(※水・②が加わり、土壌、地すべり)に×が記されている指定緊急避難場所は災害の実害は利用できません。
また、①が記されている指定緊急避難場所には災害の被害の予防と被害の軽減が図れます。

0	150	750	1,500
---	-----	-----	-------

● 東海環渤海半島指定区域（環渤海）
 ● 臺灣環南台灣指定区域（阿母保）
 ■ 土砂災害特別警戒区域
 ■ 土砂災害警戒区域
 ● 指定緊急避難場所（集点施設）
 ● 指定緊急避難場所集点選別所
 ● 費者サービス利用施設
 ● 水供給施設
 ● 消防
 ● 病院
 ● 河川
 ● 緊急輸送道路

● 防災側倉庫庫
 ● クラブ、集会所
 ● 警察
 ● 施設、国保施設
 ● 重要水防施設
 ● 地区境界

Figure 1 shows six cross-sections of roads with different dimensions and traffic volume ranges. The dimensions are given in meters (m) and the traffic volume ranges are given in thousands of vehicles per day (千台/日).

断面 (Cross-section)	幅員 (Width)	高さ (Height)	交通量範囲 (Traffic Volume Range)
1	20.0m以上	5.0m	20.0m以上
2	10.0~20.0m未満	3.0m	10.0~20.0m未満
3	5.0~10.0m未満	3.0m	5.0~10.0m未満
4	3.0~5.0m未満	0.5m	3.0~5.0m未満
5	0.5~3.0m未満	0.5m	0.5~3.0m未満
6	0~0.5m未満	0.5m	0~0.5m未満

●**泥室流**
 流速が早いので、木造家屋は倒壊する恐れがあります。

●**河岸侵食**
 地面が削られ家屋は建物ごと崩落する恐れがあります。

松田ハザードマップ



避難所一覧

※ 災害の状況によっては避難できない場合もありますので、最寄の避難所をいくつか確認しておき、安全な場所へ避難してください。

	洪水がない もしくは 洪水25cm以下（床下がつか る程度）の避難所
	洪水25cm以上が予想される が、2階以上は使用できる 避難所

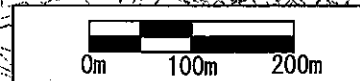
番号	収容避難所	所在地	電話番号
	東児童館	中津川市 中津川2364-1721	0573-68-7448

凡例	
浸水到達時間	
0.0m以上0.50m未満	
0.50m以上1.0m未満	
1.0m以上1.5m未満	
1.5m以上2.0m未満	
2.0m以上	
境界	市町村界
警察署	
消防署	

事業主体
松田市
関係市町村
中津川市
計測条件
一次元等流計算条件
粗度係数：0.05
松田条件
総貯水容量：59,000m³
堤高：13.67m
洪水流出量：1937.2m³/s

この浸水想定区域等は、浸水の状況をシミュレーションにより求めたものです。
なお、このシミュレーションの実施にあたっては、想定を超える降雨、内水のはん
濫等を考慮していませんので、この浸水想定区域に指定されていない区域においても
浸水が発生する場合や、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

凡例	
	国道
	県道
	農道



中津川市土砂災害ハザードマップ

No.27 中津南 中村区①



防災メモ
災害で困ったときに入ってください

避難場所

離れ離れになった時の集合場所

災害に備え、地図で下記の位置を確認・記入しておきましょう

家の場所 避難場所 避難場所 避難場所

土砂災害警戒区域
(土砂災害のおそれがある区域)
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域

土砂災害特別警戒区域
(建物等が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域)
土砂災害警戒区域のうち、発生時に崩壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域



警察 110
消防 119
災害対策 171

凡例

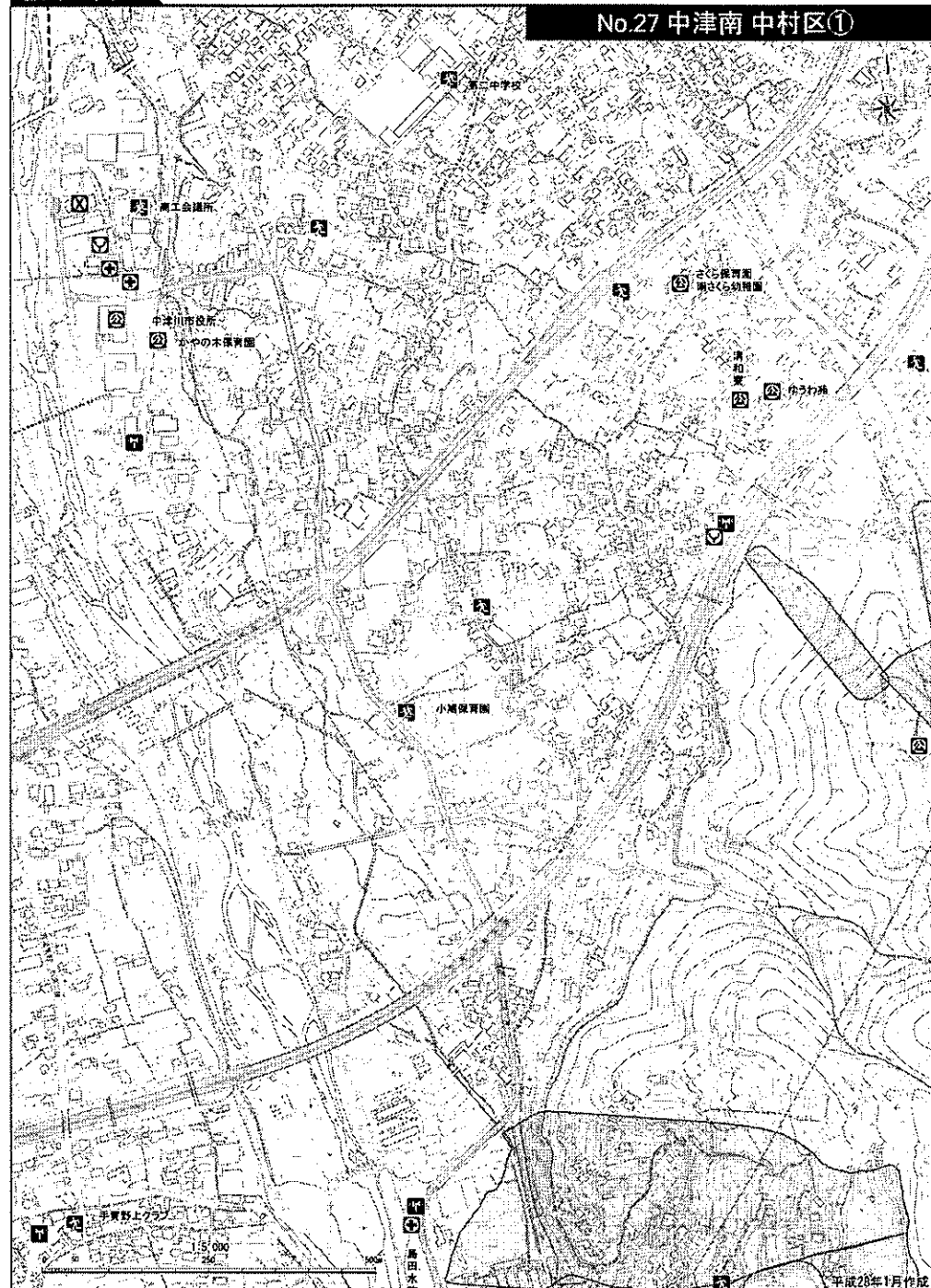
- 土砂災害特別警戒区域 土砂災害 急傾斜地 地すべり
- 土砂災害警戒区域 土砂災害 急傾斜地 地すべり
- ため池危険区域
- 浸水想定区域
 - 浸水深5.0m以上
 - 浸水深2.0～5.0m未満
 - 浸水深1.0～2.0m未満
 - 浸水深0.5～1.0m未満
 - 浸水深0～0.5m未満
- 指定避難所 一時避難所 備置倉庫
- ヘリポート 防災行政無線 一時集積配分拠点施設
- 公共施設 警察 消防
- 重要水防関所 緊急輸送道路

連絡先

中津川市 防災安全課 0573-66-1111(代)

拡大図

No.27 中津南 中村区①



平成28年1月作成

新中津川市活断層マップ

S=1:125,000

